

資料 2-1

北東エリア

南東エリア

「のるーと射水」乗降場所等の見直しについて

利用者の利便性の向上を図るため、関係地域振興会からのご意見を踏まえ、交通事業者及び警察等と協議を行った結果、下記のとおり見直しします。

(詳細別紙)

記

1 運行エリアの見直し

- ・ 北東エリア：国道472号西側の作道地域（布目など）を追加
- ・ 南東エリア：国道472号西側の橋下条地域（大白）を追加

2 乗降場所の新設

- ・ 北東エリア：6か所を新設
(作道3、片口2、三ヶ1)
- ・ 南東エリア：10か所を新設
(橋下条1、金山4、黒河1、池多1、中太閤山1、
南太閤山1、ふたくち1)

3 乗降場所の移設

- ・ 北東エリア：4か所を移設
(作道1、海老江1、七美1、下1)
- ・ 南東エリア：5か所を移設
(橋下条1、池多1、太閤山2、その他1)

4 その他

- ・ 新設・移設は、「のるーと射水」の乗降場所に限ったものであり、コミュニティバスのバス停は変更していない。
- ・ 上記新設・移設のほか、乗降場所の名称変更や統合等も実施

のるーと射水停留所の新設及び変更

1 作道地内（新設、移設、廃止）

(1) 内容

- A) 地域振興会からの要望により、のるーと射水の既存作道小学校前バス停を作道コミュニティセンター内に移設し、名称を作道コミュニティセンターとしてことで、作道地内の利便性向上を図る。【図1】

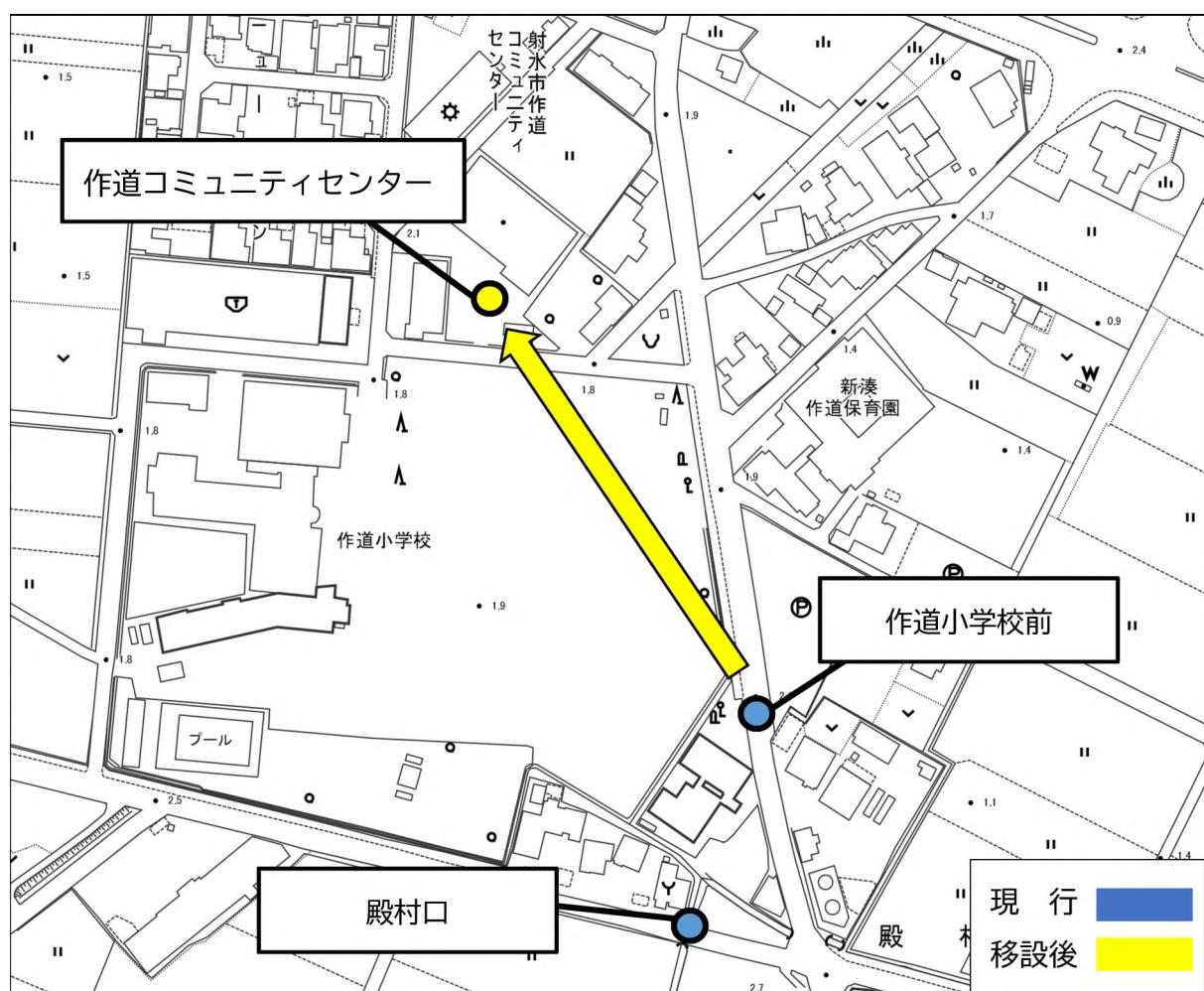


図1

B) 地域振興会からの要望により、のるーと射水の沖口バス停を廃止することで乗降場所の簡素化を図る。【図2】



図2

- C) 地域振興会からの要望により、新興住宅地ゴミステーション付近に新生町南バス停としてのるーと射水の乗降ポイントを新設し、新生町地内の利便性向上を図る。

【図3】



図3

(2) 実施時期

令和7年4月1日

D) 地域振興会からの要望により、現在コミュニティバス専用である高木農村公園前バス停と布目分庁舎前バス停にのると射水の乗降ポイントを新設し、高木地内と布目地内の利便性向上を図る。【図4】

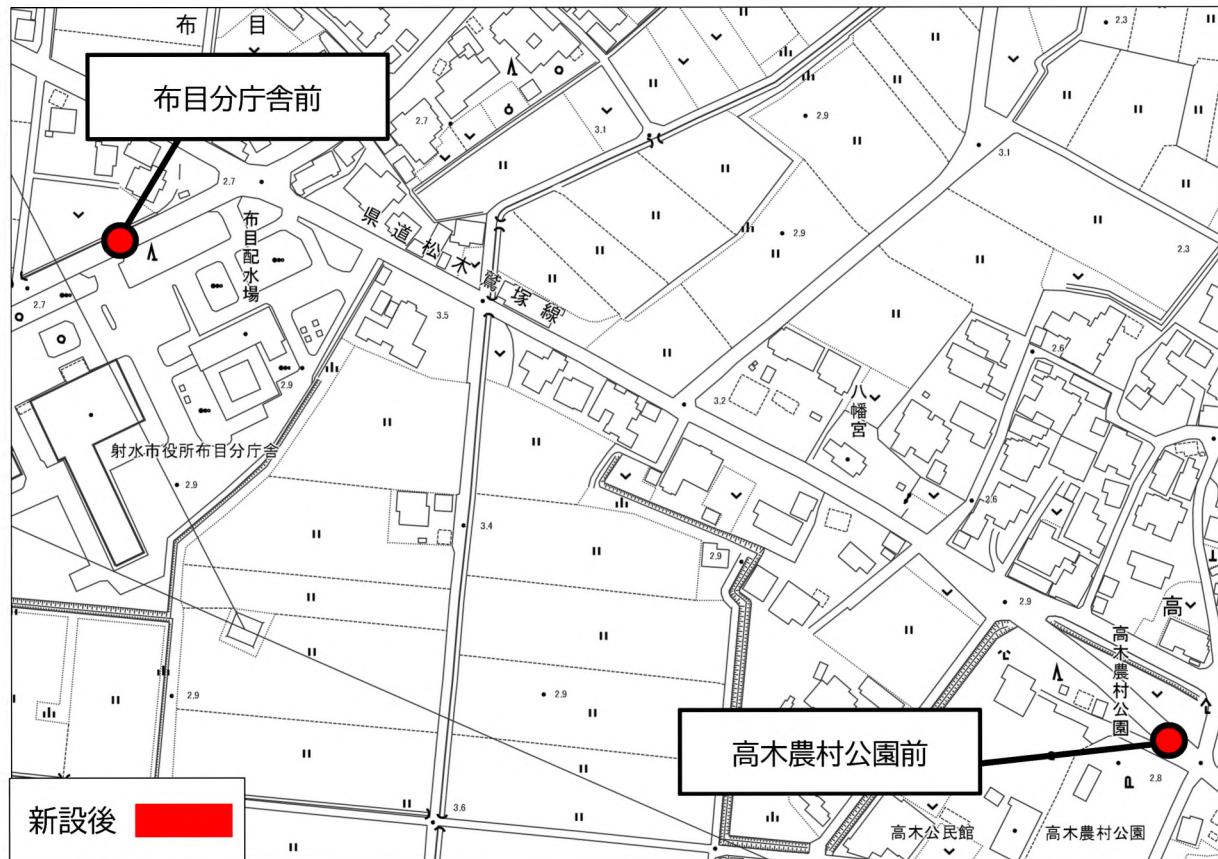


図4

(2) 実施時期

令和7年4月1日

2 片口地内（新設）

（1）内容

A) 地域振興会からの要望により、古高場集落北側に古高場北バス停としてのると射水の乗降ポイントを新設し、古高場地内の利便性向上を図る。【図5】



図5

（2）実施時期

令和7年4月1日

B) 地域振興会からの要望により、旧雇用促進住宅付近に高場新町2丁目バス停としてのるーと射水の乗降ポイントを新設し、高場新町地内の利便性向上を図る。【図6】



図6

(2) 実施時期

令和7年4月1日

3 海老江地内（移設、名称変更）

(1) 内容

A) 地域振興会からの要望により、のるーと射水の既存海老江中町バス停を海老江コミュニティセンター敷地内に移設し、名称を海老江コミュニティセンターとすることで、海老江地内の利便性向上を図る。また、県営住宅前バス停の名称を海老江東町に変更する。【図7】

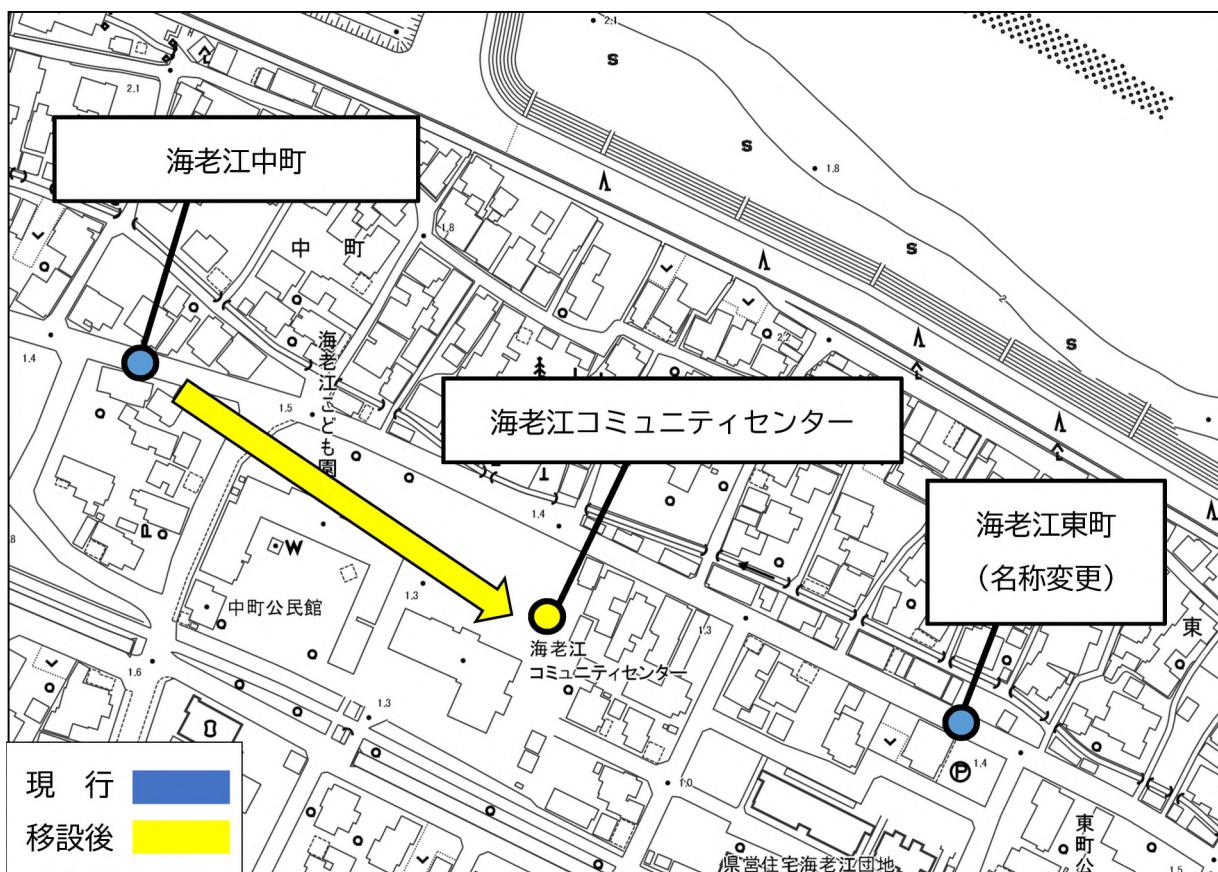


図7

(2) 実施時期

令和7年4月1日

4 七美地内（移設）

(1) 内容

A) 地域振興会からの要望により、のるーと射水の既存七美コミュニティセンター前バス停を七美コミュニティセンター敷地内に移設し、七美地内の利便性向上を図る。

【図8】

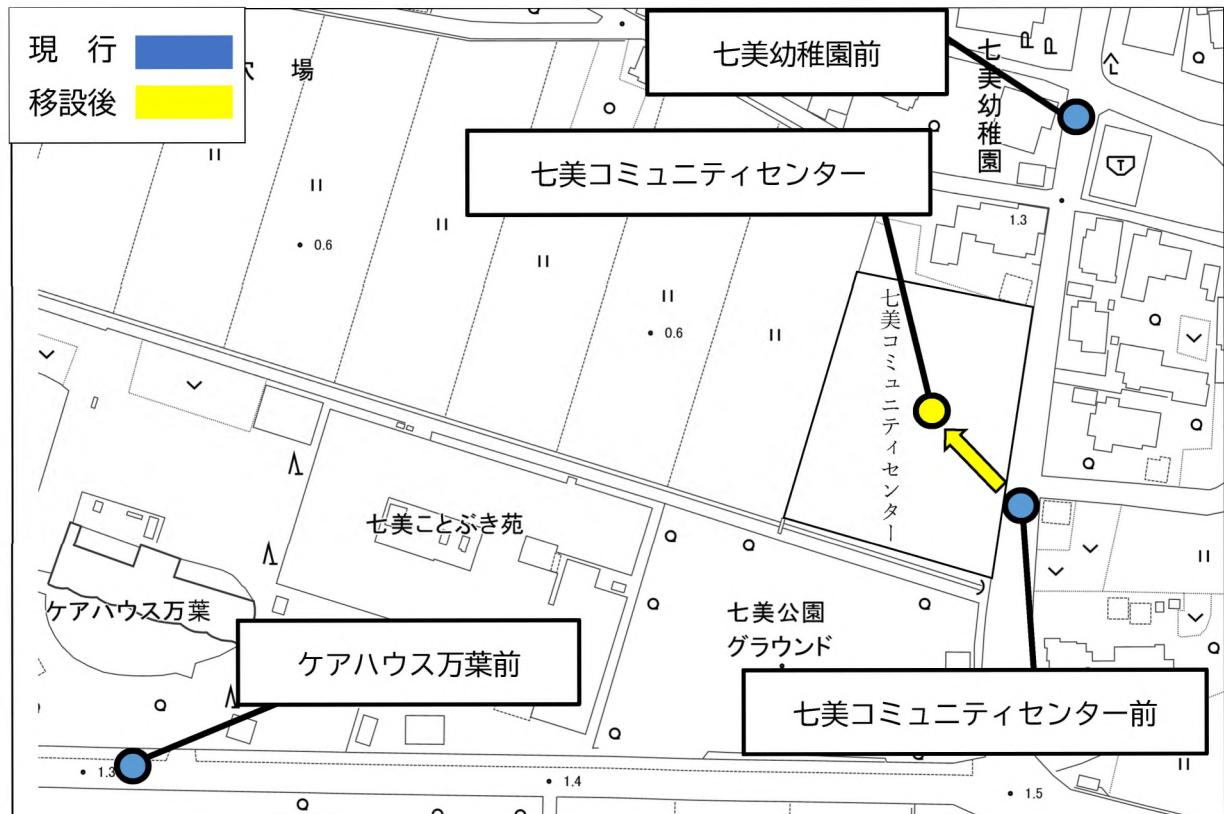


図8

(2) 実施時期

令和7年4月1日

5 三ヶ地内（新設）

(1) 内容

- A) 地域振興会からの要望により、現在コミュニティバス専用である三ヶコミュニティセンター前バス停にのると射水の乗降ポイントを新設し、三ヶ地内の利便性向上を図る。【図9】



図9

(2) 実施時期

令和7年4月1日

6 橋下条地内（新設、移設）

(1) 内容

A) 地域振興会からの要望により、現在、コミュニティバス専用のバス停となっている橋下条バス停にのるーと射水の乗降ポイントを新設し、橋下条地内の利便性向上を図る。【図10】

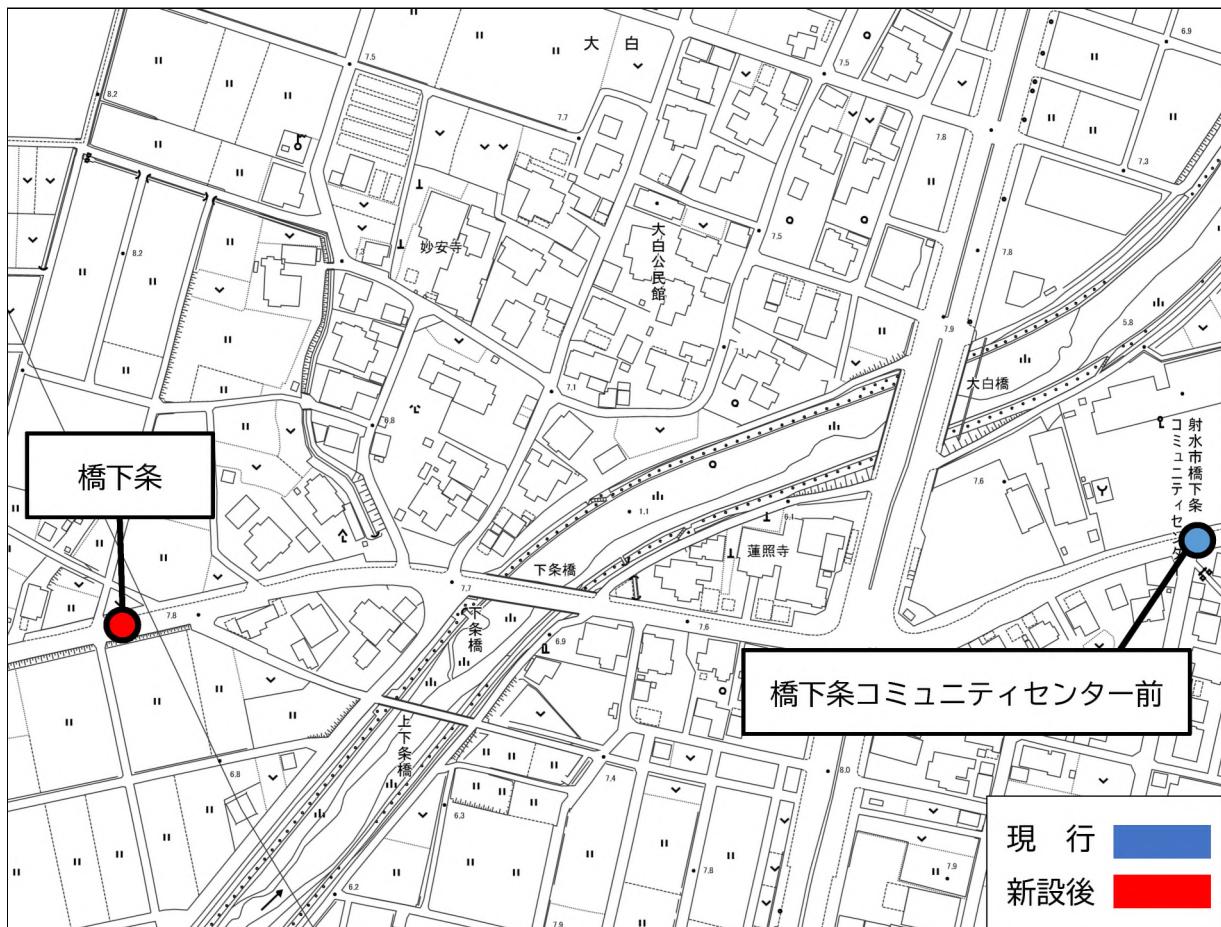


図10

B) 地域振興会からの要望により、のるーと射水の既存赤田バス停にのるーと射水の乗降ポイントを移設し、橋下条地内の利便性向上を図る。【図11】

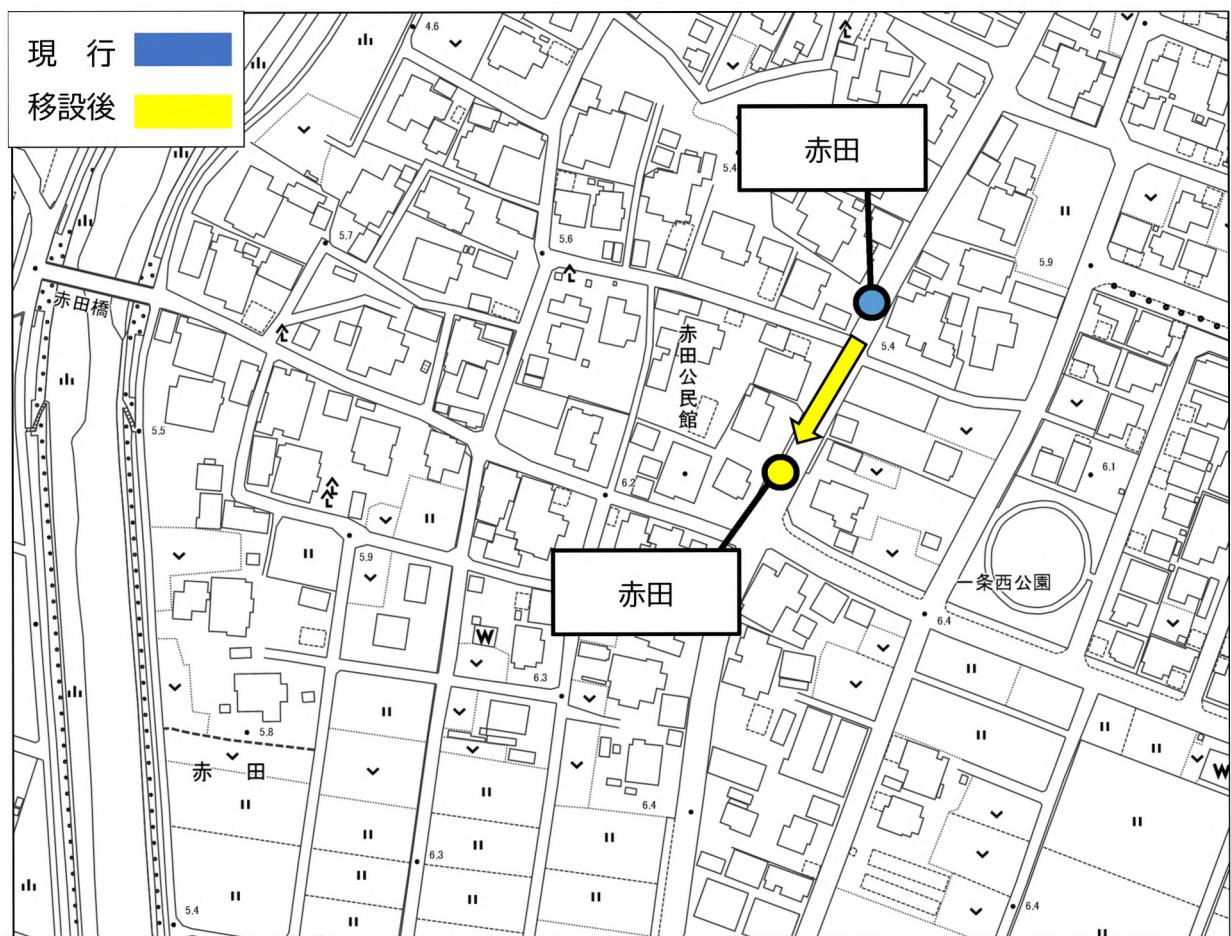


図11

(2) 実施時期

令和7年4月1日

7 金山地内（新設、廃止）

(1) 内容

A) 地域振興会からの要望により、野中重機工業付近に浄土寺バス停としてのるーと射水の乗降ポイントを新設し、浄土寺地内の利便性向上を図る。【図12】

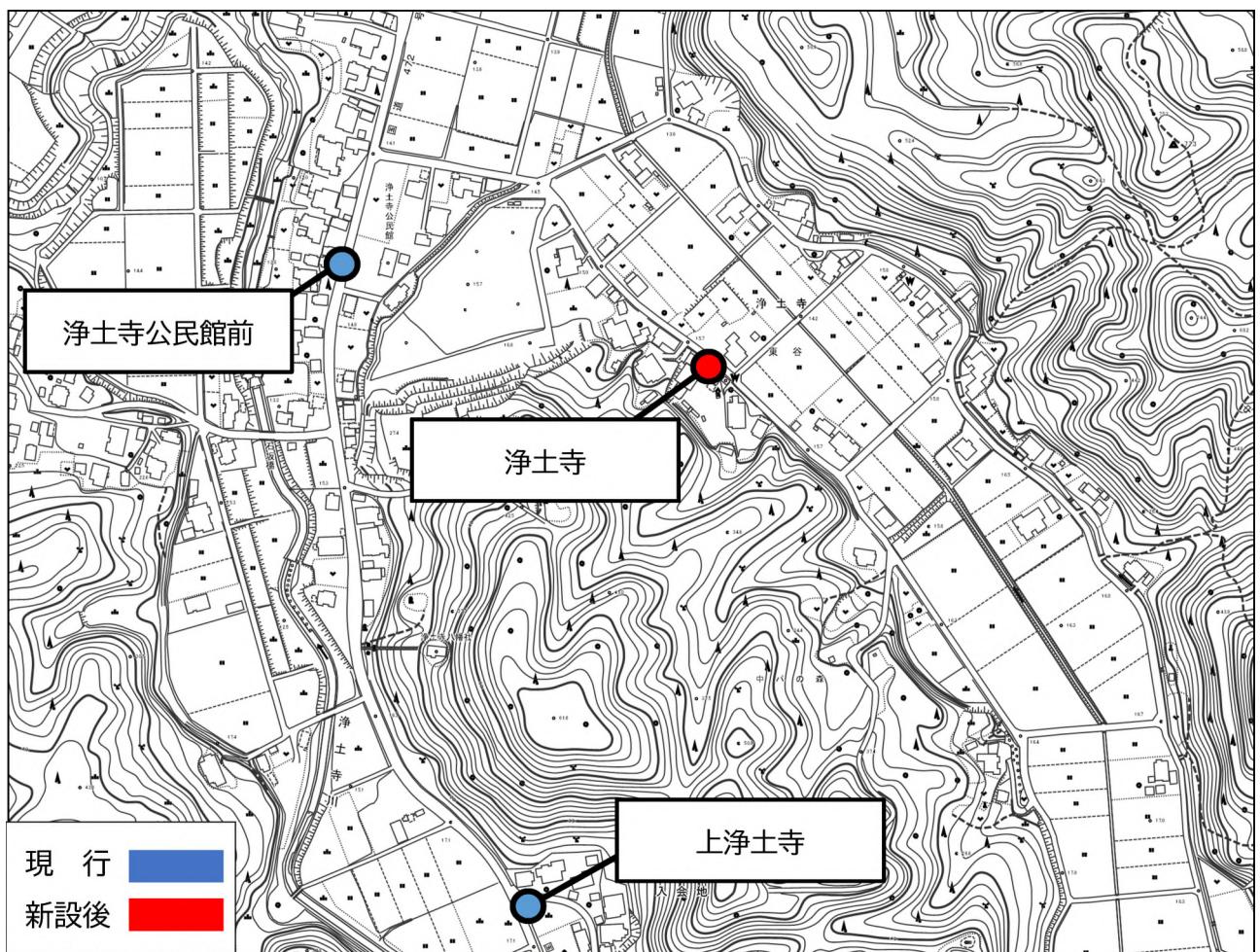


図12

(2) 実施時期

令和7年4月1日

- B) 地域振興会からの要望により、のるーと射水の既存上野バス停を廃止し、住宅地内3か所に上野北バス停、上野東バス停、上野西バス停としてのるーと射水の乗降ポイントを新設し、上野地内の利便性向上を図る。【図13】

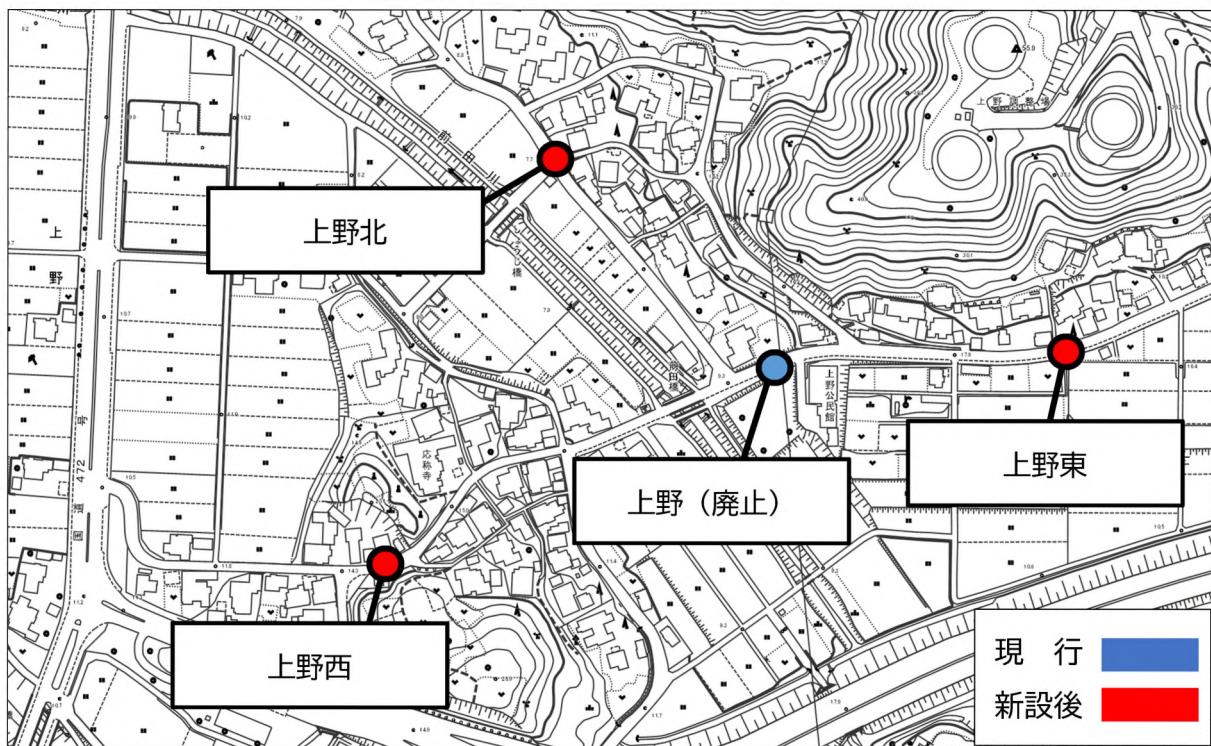


図13

(2) 実施時期

令和7年4月1日

8 黒河地内（新設）

（1）内容

A) 地域振興会からの要望により、野開園付近に塚越南バス停としてのるーと射水の乗降ポイントを新設し、塚越地内の利便性向上を図る。【図14】

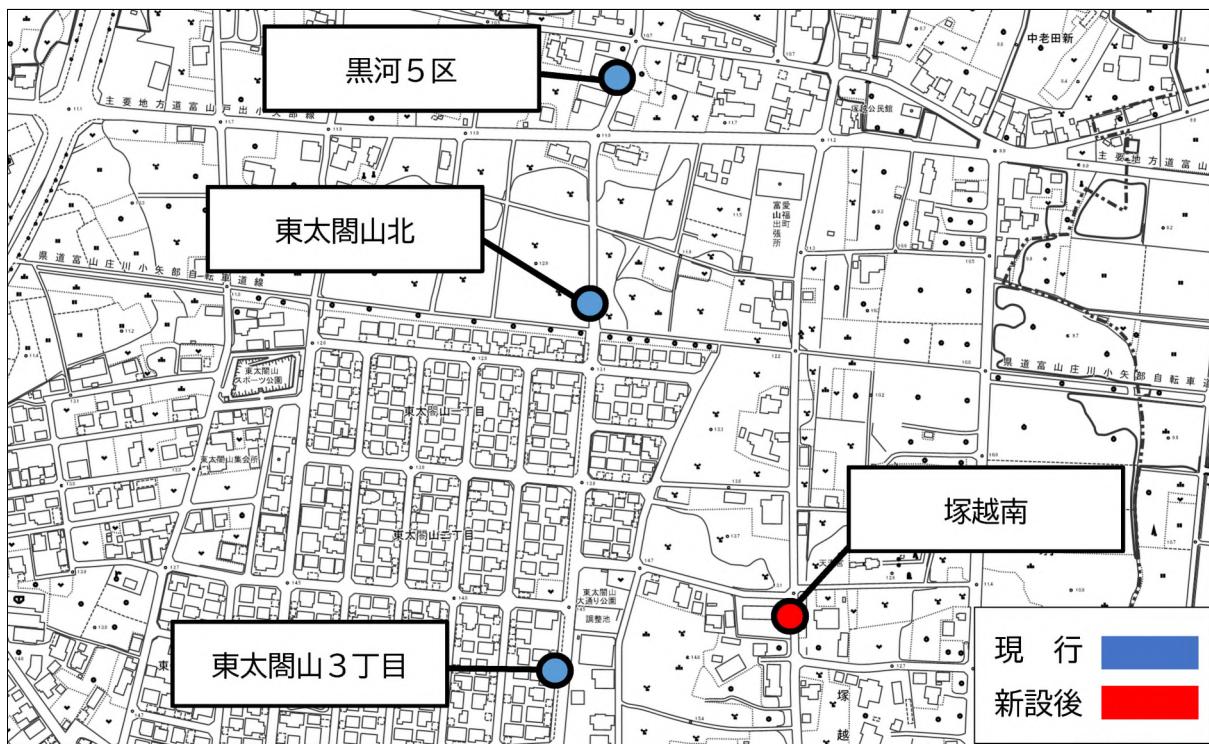


図14

（2）実施時期

令和7年4月1日

9 池多地内（新設、移設）

(1) 内容

A) 地域振興会からの要望により、のるーと射水の既存土代バス停を土代公民館内に移設し、名称を土代公民館とする。また、コミュニティバスの既存土代バス停の名称を土代公民館前とする。さらに、県道31号線沿い富山地方鉄道の土代バス停をのるーと射水の乗降ポイントとして新設し、土代地内の利便性向上を図る。【図15】

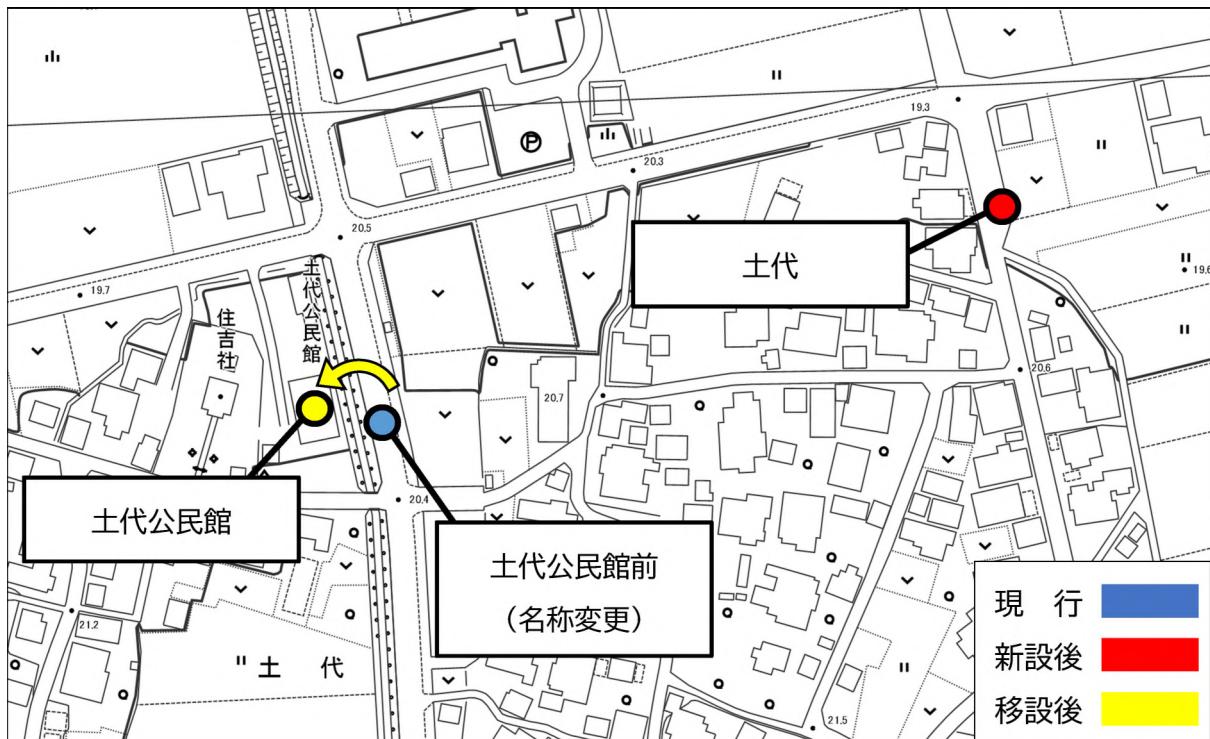


図15

(2) 実施時期

令和7年4月1日

10 太閤山地内（移設）

(1) 内容

A) 地域振興会からの要望により、のるーと射水の既存太閤山9丁目バス停を囲山公園沿いに移設し、名称を囲山公園とする。さらに、のるーと射水の既存太閱山コミュニティセンター前バス停を太閱山コミュニティセンター敷地内に移設し、名称を太閱山コミュニティセンターとすることで、太閱山地内の利便性向上を図る。【図16】

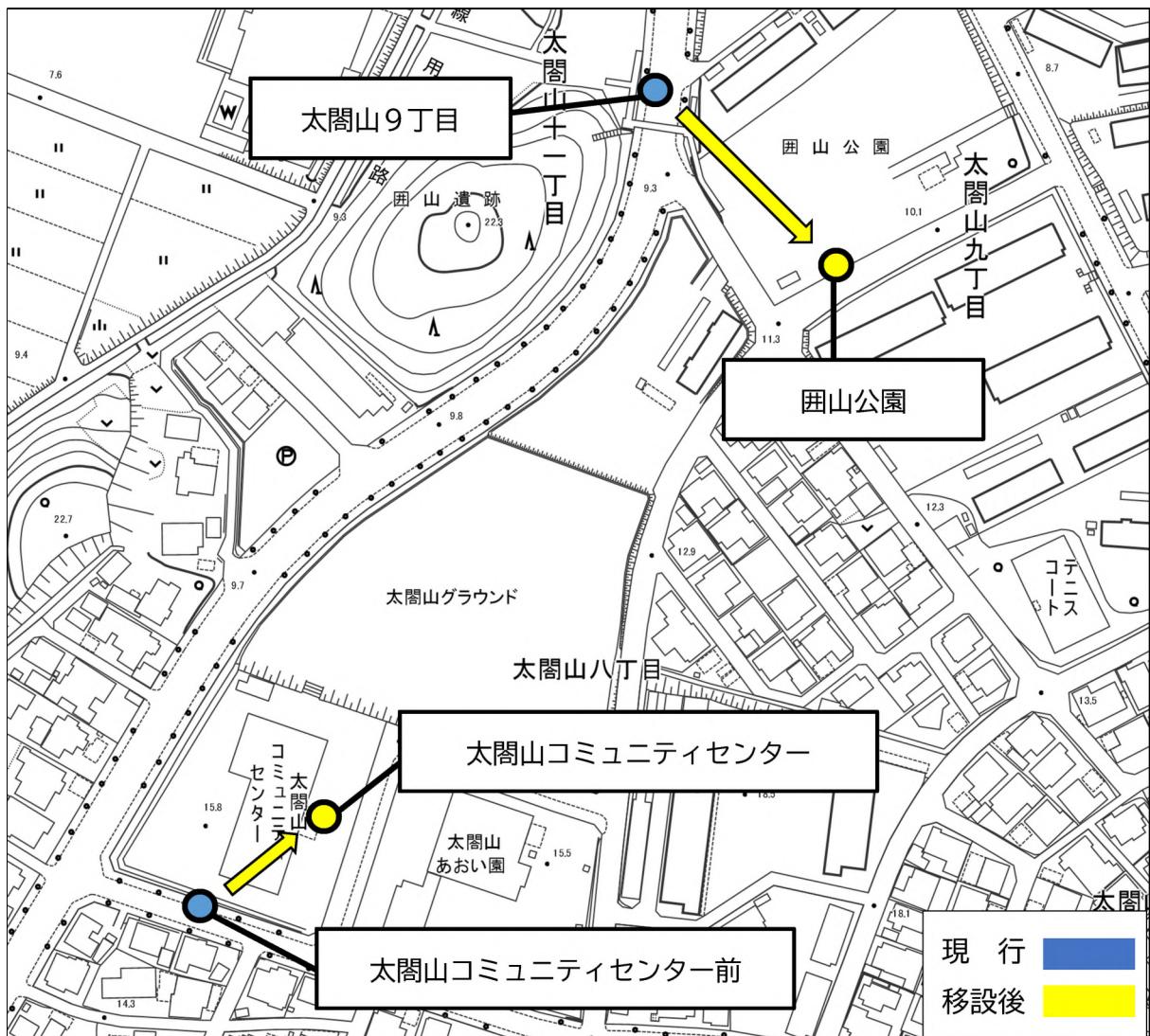


図16

(2) 実施時期

令和7年4月1日

11 中太閤山地内（新設、廃止）

(1) 内容

A) 地域振興会からの要望により、きのこ公園沿いにきのこ公園バス停としてのると射水の乗降ポイントを新設し、中太閤山地内の利便性向上を図る。【図17】

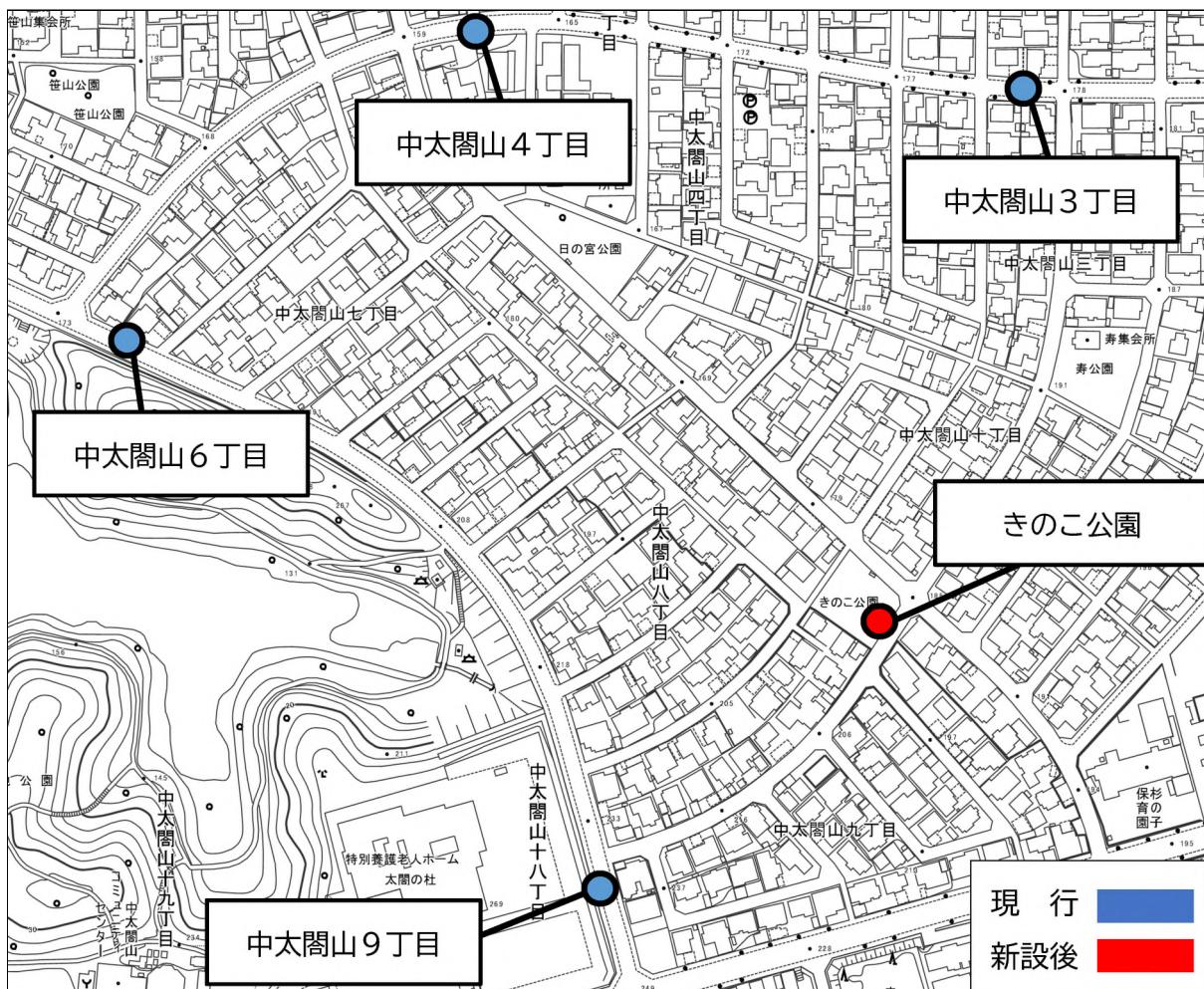


図17

(2) 実施時期

令和7年4月1日

- B) 地域振興会からの要望により、乗降ポイントが近接している中太閤山小学校前（東西向き）を廃止し、中太閤山小学校前（南北向き）と統合することで乗降場所の簡素化を図る。【図18】



図18

(2) 実施時期

令和7年4月1日

12 南太閤山地内（新設）

(1) 内容

A) 地域振興会からの要望により、若草公園沿いに若草公園バス停としてのるーと射水の乗降ポイントを新設し、南太閤山地内の利便性向上を図る。【図19】

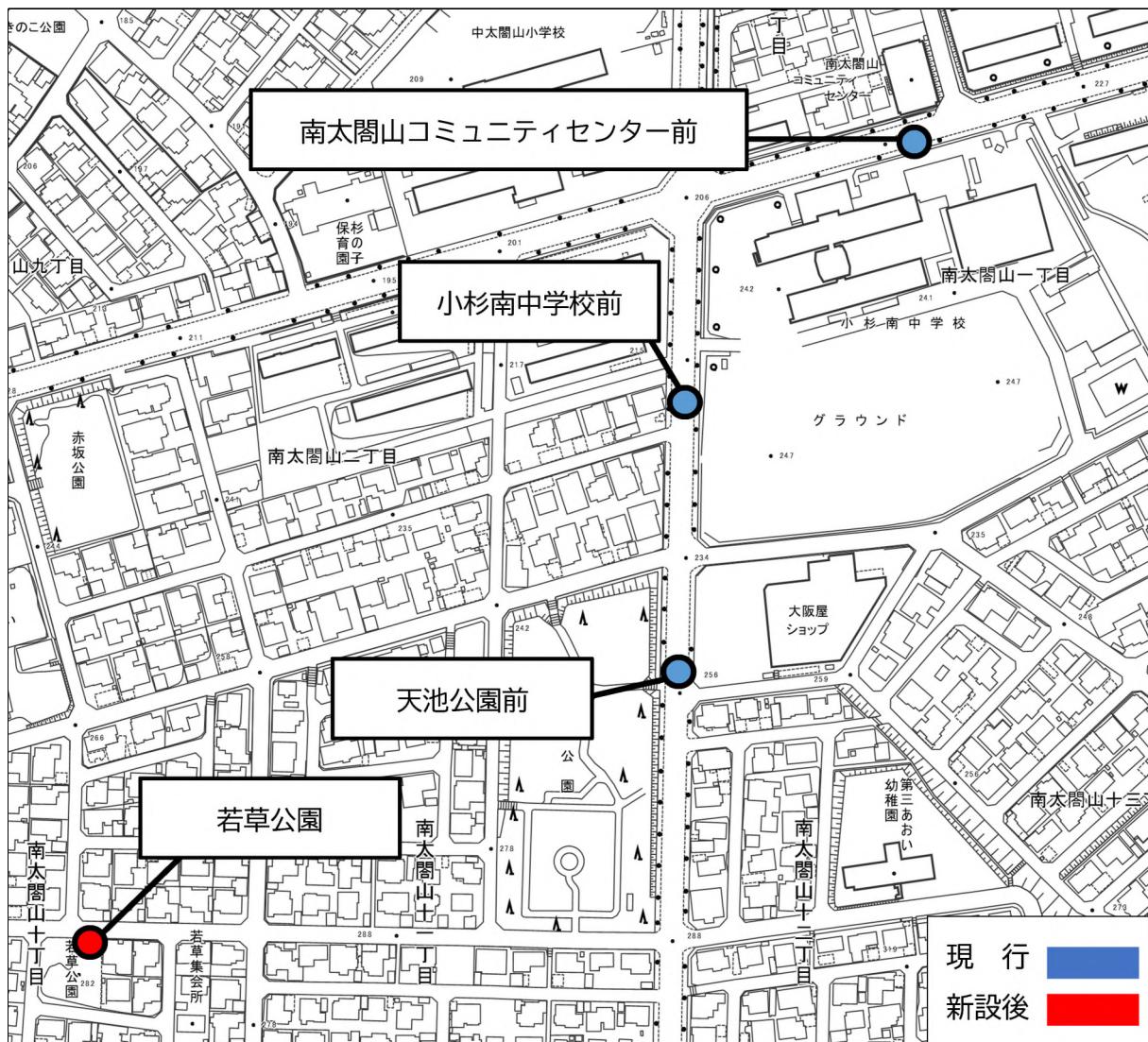


図19

(2) 実施時期

令和7年4月1日

13 二口地内（新設）

(1) 内容

A) 地域振興会からの要望により、本田下若公民館に本田下若公民館バス停としてのるーと射水の乗降ポイントを新設し、本田地内の利便性向上を図る。【図20】



図20

(2) 実施時期

令和7年4月1日

14 下地内（移設）

(1) 内容

A) 地域振興会からの要望により、のるーと射水の既存下村パークゴルフ場口バス停を
旧下村保健センター駐車場敷地内に移設し、名称を下村パークゴルフ場前とするこ
とで、下村地内の利便性向上を図る。【図21】

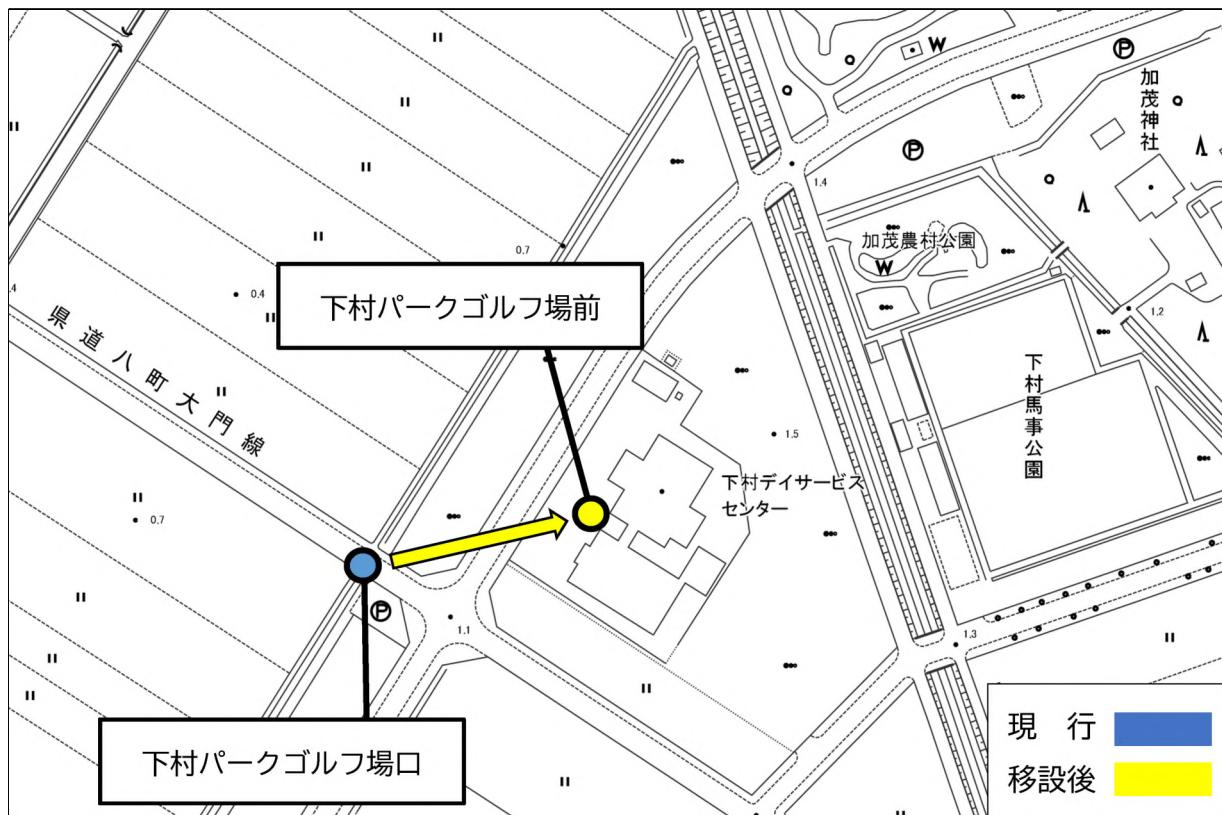


図21

(2) 実施時期

令和7年4月1日

15 その他（移設）

(1) 内容

- A) のるーと射水の既存小杉地区センター口バス停を小杉地区センター前に移設し、名称を小杉地区センター前として利用者の利便性向上を図る。【図22】

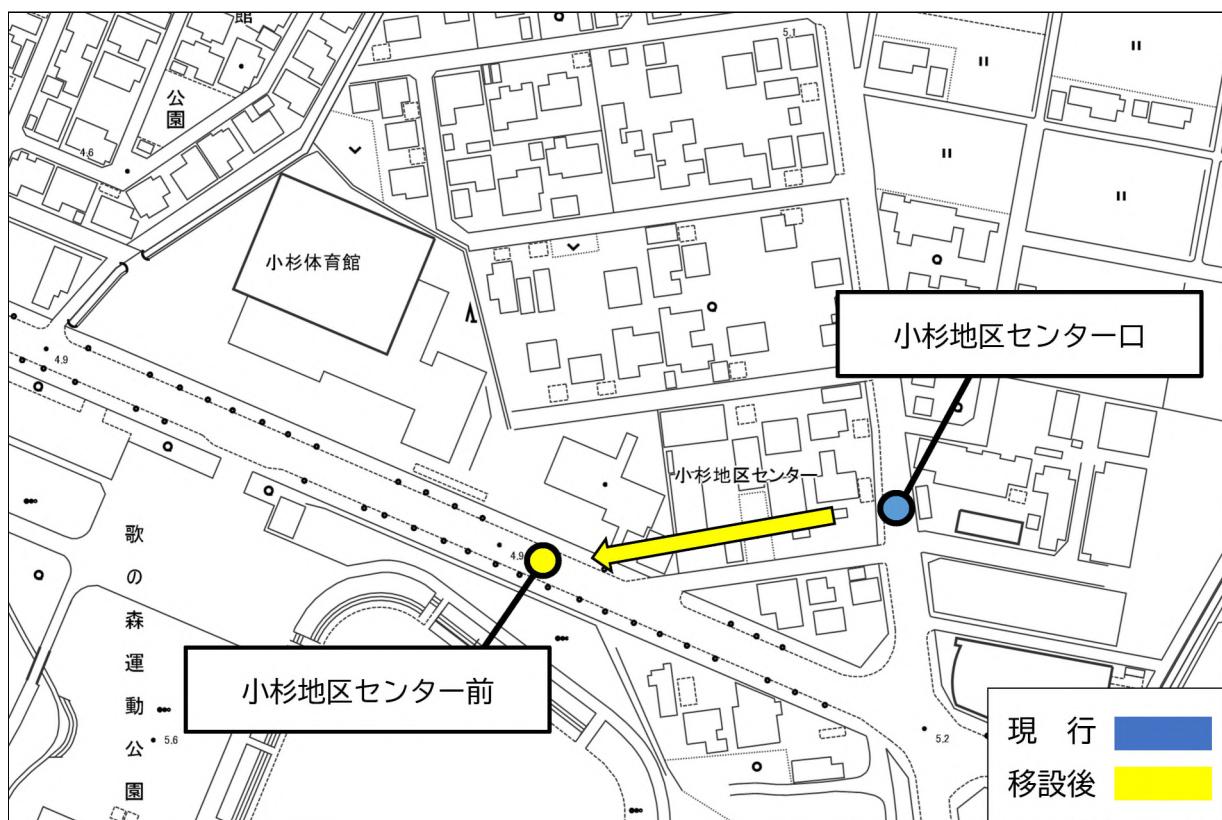


図22

B) 乗降ポイントが近接している新湊博物館前バス停を廃止することで乗降場所の簡素化を図る。【図23】



図23

C) 乗降ポイントが近接している富山高専口バス停を廃止することで乗降場所の簡素化を図る。【図24】

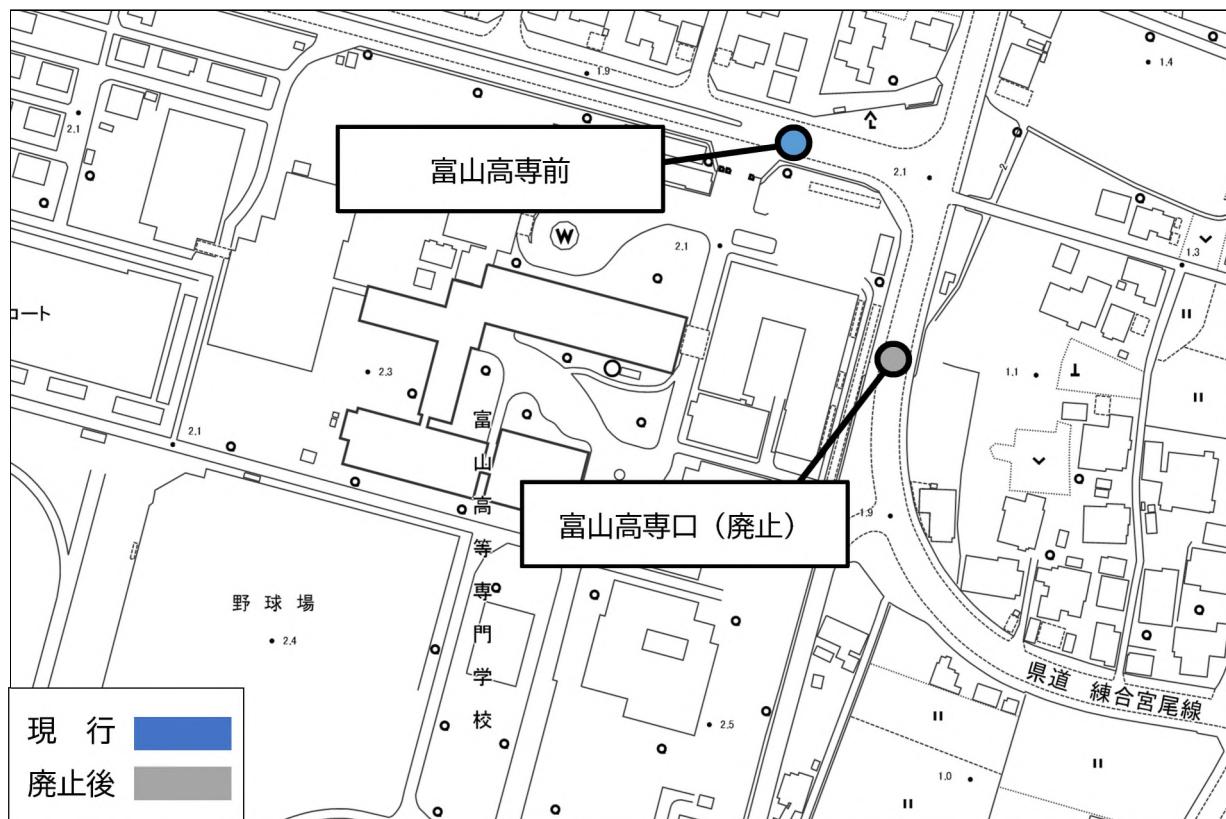


図24

(2) 実施時期

令和7年4月1日